## 1 平成19年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率		
_	_	4. 8	33.1		
(11. 25)	(16. 25)	( 25 )	(350)		

#### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「一」。
- 2 括弧内は相模原市における早期健全化基準。

### 2 平成19年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率			
相模原市下水道事業特別会計	— ( 20 )			
怕僕原印下小垣事業付別云訂   	赤字となっていない			
相模原市簡易水道事業特別会計	— ( 20 )			
怕僕你叫简勿小垣争未付別云訂   	赤字となっていない			
相模原市農業集落排水事業特別会計	— ( 20 )			
竹铁你叩辰未来冷孙小尹未付加云前 	赤字となっていない			

#### 備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は「一」。
- 2 括弧内は相模原市における経営健全化基準。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

#### 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方 自治体が財政の健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業ごとに経営状 況を明らかにする指標(資金不足比率)の公表が、平成19年度決算から義務付けられまし た。また、平成20年度決算からは、この各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の 早期健全化や財政の再生を図るための計画作成等も必要になります。

#### 2 財政の早期健全化・再生

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

#### (2) 連結実質赤字比率

全会計(財産区特別会計を除く)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財 政規模に対する比率

#### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

#### (4)将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

		早期健全化段階			再生段階	
実質赤字比率	0% 相模原市(赤字なし)	11. 25%	*1	4	20% *2 財	
連結実質赤字比率	0% 相模原市(赤字なし)	16. 25%	/	ć	財 30% 再 生 団 体	
実質公債費比率	0% 相模原市 (4.8%)	25%	財政健全化団体	4	35% 体	
将来負担比率	0% 相模原市 (33.1%)	350%			対象外	

- ※1 財政健全化団体 ⇒ 財政健全化計画の策定・公表
- ※2 財政再生団体 ⇒ 財政再生計画の策定・公表、再生計画に対する国の同意及び地方債 の起債の制限

#### 3 公営企業の経営健全化

#### 資金不足比率

公営企業会計※3を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

# 0% 下水道事業特別会計(不足なし) 簡易水道事業特別会計(不足なし) 経営健全化団体 農業集落排水事業特別会計(不足なし)

- ※3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における公営企業会計とは、地方公営企業法 第2条又は地方財政法施行令第37条に定められた公営企業に係る特別会計が対象となる。
- ※4 経営健全化団体 ⇒ 経営健全化計画の策定・公表

# 健全化判断比率及び資金不足比率の対象について

